

速度取締り指針

令和6年1月
北秋田警察署

北秋田警察署管内の速度取締り重点

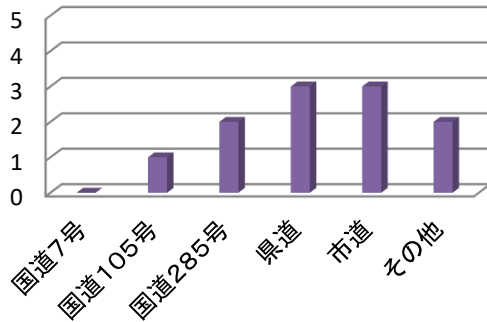
主要幹線道路を速度取締り重点路線として推進します。
(速度取締りは、重点路線、重点時間帯以外でも行うことがあります。)

重点路線	重点時間帯	区間	規制速度
国道105号	7時～10時、15時～18時	米内沢地内、七日市地内	法定速度/50キロ
国道285号	7時～10時、15時～18時	米内沢地内、上小阿仁村地内	法定速度/40キロ
県道鷹巣川井堂川線	7時～10時、15時～18時	鷹巣地内、合川地内	法定速度/40キロ

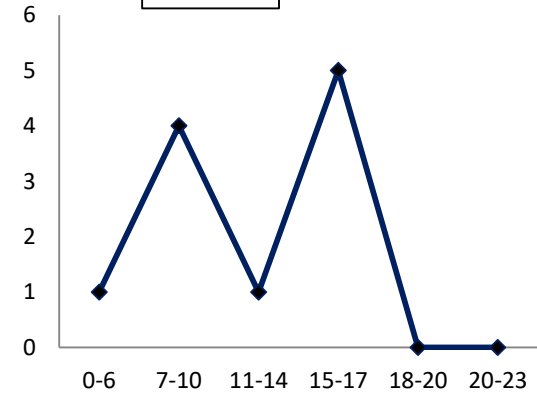
北秋田警察署管内の交通事故情勢

令和5年下半期における道路別・時間帯別の人身交通事故発生状況

下半期 道路別



時間帯別



1 令和5年下半期の交通事故発生状況

(1) 発生路線

国道105号で1件、国道285号で2件の人身事故が発生し、国道7号では人身交通事故の発生はありません。

そのほか県道で3件、市道で3件発生しております。
物件事故については、全体で307件の発生があります。

(2) 発生時間

11件のうち、午前の発生は6件、午後の発生は5件で、特に午前7時台から午前9時台までが3件、午後4時から午後7時までの時間帯が4件と多く発生しています。

2 分析結果

(1) 国道105号で人身交通事故は1件発生し、重傷者が出る交通事故でした。前年と比較すると事故は、減少しているものの、速度を出しやすい国道では、交通事故が発生した場合、被害が大きくなる可能性があります。

(2) 国道285号で発生した人身交通事故は2件で、うち1件は重傷者が出る交通事故でした。

また、前年より人身事故は増加しております。

(3) 鷹巣地内の県道、市道上での人身交通事故が5件で、全体の半数近くの発生となっており、うち1件が死亡事故となっております。

また、市道上で起きた事故の内2件が薄暮時間帯の車と歩行者の事故となっております。

(4) 発生時間帯については、午前7時台から午前10時台までの通勤時間帯、午後3時台から午後5時台までの帰宅時間帯を合わせると全体の8割以上を占めている状況にあります。

分析結果を踏まえ、国道105号、国道285号を中心とした速度取締りを実施します。

また、当署の幹線道路である国道105号、国道285号では、妨害（あおり）運転の通報が多いことから、パトカーによる取締りを実施するほか、県道、市道においても、歩行者を守るための歩行者妨害等の取締りを実施します。

～交通死亡事故抑止路線 国道105号 国道285号 県道鷹巣川井堂川線～

交通死亡事故抑止路線では、速度取締りのほか、パトカーによる交通指導取締りを恒常的に実施し、ドライバーの注意喚起を図ります。